

## 井原市産業支援・異業種連携促進事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、実践的経験及び専門的知識により、市内企業が抱える様々な経営課題等の克服や商品の高付加価値化、企業が持つ事業計画や成長戦略をスピード感を持って具現化する等の後押しを行うとともに、異業種連携による新商品等の開発から販路の確保までの一貫した支援を行うことで、本市の産業集積や成長発展を促すとともに、エネルギー価格や原材料価格の高騰等の激変する社会環境に迅速に対応し、「元気なまち 井原」の実現を図ることを目的とする井原市産業支援・異業種連携促進事業業務を委託するに当たり、民間事業者が有するアイデアや業務手法のほか、効率的、効果的な企画提案を受けるためプロポーザル方式によるものとし、井原市産業支援・異業種連携促進事業プロポーザル審査委員会により審査・評価を行い、当該事業に適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

- |          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| (1) 件名   | 井原市産業支援・異業種連携促進事業               |
| (2) 業務内容 | 別紙井原市産業支援・異業種連携促進事業 業務委託仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和10年3月31日まで             |
| (4) 業務場所 | 井原市建設経済部商工課                     |

3 見積限度額 総額 30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

### 5 担当部署

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 契約担当課 | 総務部財政課契約管理係 担当：吉田（よしだ）<br>住所：岡山県井原市井原町311番地1 井原市役所3階<br>電話：0866-62-9507 FAX：0866-62-1744（総務課着）<br>e-mail：zaisei@city.ibara.lg.jp      |
| (2) 実施担当課 | 建設経済部商工課商工労政係 担当：松田（まつだ）<br>住所：岡山県井原市七日市町10番地<br>井原市地場産業振興センター2階<br>電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853<br>e-mail：shoko@city.ibara.lg.jp |

### 6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
  - ② 参加申込受付締切日から審査結果通知日の間に井原市から指名停止措置を受けていない者であること。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - ④ 本業務を行う体制を有し、過去に本業務と同種又は類似業務について実績がある者であること。
  - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
  - ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している法人等でないこと。
  - ⑦ 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (2) 専門的知識・事業経験に関する要件
- ① 広い視点で地域の経済的発展及び魅力的な雇用を創出する戦略的な計画の策定能力を有していること。
  - ② 計画を実行するためのマネジメント能力を有していること。
  - ③ 事業者や関係機関等と信頼関係を築き、動機づけを行う能力を有していること。
  - ④ 熱意を持ち親身になって企業訪問等を通じて事業者支援を行う能力を有すること。
  - ⑤ 産業支援、企業支援等の実績を有すること。

## 7 質疑及び回答

本件に関し質疑がある場合は、次の書類を提出すること。なお、提出のあった質疑及び質疑に対する回答は市のホームページに公開します。

### (1) 質疑

- ① 提出方法            質問書（様式第8号）により、ファクシミリ又は電子メールにて提出
- ② 提出期限            令和7年4月23日（水） 17時まで（必着）
- ③ 提出先                井原市総務部財政課  
FAX：0866-62-1744（総務課着）  
e-mail：zaisei@city.ibara.lg.jp  
なお、送信後、電話により到着確認を行うこと。  
財政課 TEL：0866-62-9507

### (2) 回答

- ① 回答方法            市ホームページで公開
- ② 回答期限            令和7年4月25日（金） 17時まで

## 8 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次の書類を提出すること。

(1) 参加申込手続

- ① 提出期限 令和7年5月1日（木） 17時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送
- ③ 提出書類 参加申込書（様式第1号）  
会社概要書（様式第2号）  
別に定める「井原市産業支援・異業種連携促進事業に係る参加申込書及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- ④ 提出先 〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1  
岡山県井原市総務部財政課

(2) 企画提案書

- ① 提出期限 令和7年5月14日（水） 17時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送
- ③ 提出書類 企画提案書1式（正本1部、副本5部）、見積書  
企画提案書の構成は、別に定める「井原市産業支援・異業種連携促進事業に係る参加申込書及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- ④ 提出先 〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1  
岡山県井原市総務部財政課
- ⑤ その他 辞退の場合は辞退書（様式第9号）を提出してください。提出期限までに提出がない場合は棄権とみなします。なお、辞退の場合でも、不利益な取扱いを受けることはありません。

9 参加資格審査

参加申込後、参加資格を審査しその結果を通知する。

- (1) 通知期限 令和7年5月21日（水）
- (2) 通知方法 書面により通知

10 選定方法

「井原市産業支援・異業種連携促進事業審査要領」に基づいた企画提案書等の審査及び評価を行い、「候補者」と「次点者」を決定する。

11 選定結果の通知・公表

候補者等に対しては、市から選定された旨又は選定されなかった旨を書面により通知する。

なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

12 契約条件

候補者は、企画提案書の提案内容を基に市と協議し、業務内容を確定した上で「井原市産業支援・異業種連携促進事業業務委託」の随意契約を締結するものとする。

ただし、候補者と合意に至らない場合は、次点者と交渉する。

### 13 スケジュール

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| (1) 公募開始（通知）              | 令和7年4月 9日      |
| (2) 質問受付締切                | 令和7年4月23日17時まで |
| (3) 質問回答期限                | 令和7年4月25日17時まで |
| (4) 参加申込書受付締切             | 令和7年5月 1日17時まで |
| (5) 参加資格審査通知              | 令和7年5月 8日      |
| (6) 企画提案書提出締切             | 令和7年5月14日17時まで |
| (7) 審査会                   | 令和7年5月下旬       |
| (8) 業者選定・結果通知・選定提案者との契約締結 | 令和7年6月中旬       |

### 14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 書類提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。
- (5) 書類の作成及び提出に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (6) 参加申込書及び企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。
  - ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの
  - ② 本実施要領に記載した指定する作成様式及び記載事項に示された条件に適合しないもの
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ④ 虚偽の内容が記載されたもの
  - ⑤ 関係者への工作等不正な活動を行ったと認められるもの
- (7) 本プロポーザルは、井原市産業支援・異業種連携促進事業に対する発想、対応姿勢、優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものである。したがって、実際の策定段階においては、提案されたアイデアを尊重することとするが、変更等を行うことがある。
- (8) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、提出者は審査結果について、異議等の申立てをすることができないものとする。
- (9) 提出書類について、井原市情報公開条例（平成12年井原市規則第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。ただし、個人情報については、本プロポーザルのためのみに使用し、本人の承諾なしに第三者には提供しない。
- (10) その他必要な事項は、建設経済部商工課長が別に定める。